

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の証票の様式を定める規則の一部を改正する規則 一七
- 福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則 一七
- 福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 一七
- 告 示
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件二件 一六
- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間を定める件 一六
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 一七
- 土地改良法により換地処分をした件 一七
- 道路の区域を変更した件二件 一七

公 告

- 福島県土地利用基本計画を変更した件 一八
- 建築士法による免許を取り消した件 一八
- 落札者を決定した件 一八
- 福島県公安委員会
- 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 一八
- 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 一八
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 一八
- 正 誤
- 平成十七年三月二十九日付け号外第二十九号中 一八
- 平成十九年四月一日付け号外第四十号中 一八

規 則

福島県児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の証票の様式を定める規則の一部

を改正する規則、福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七号

福島県児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

福島県児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項の証票の様式を定める規則(平成十二年福島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

福島県児童虐待の防止等に関する法律の規定により調査等をする児童委員等の身分を証明する証票の様式を定める規則

本則及び別記様式中「第九条第一項」を「第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の六」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(自立支援領域児童家庭グループ)

福島県規則第八号

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県給水施設等条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ただし書中「三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同項第三号ア中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号イ中「三十六の項まで及び三十八の項から四十四の項」を「三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項」に改め、同号イただし書中「三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同項第四号中「二十五の項」を「二十六の項」に、「三十一の項から三十六の項まで及び三十八の項から四十四の項」を「三十二の項から三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項」に改め、同条第二項第三号中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県給水施設等条例施行規則第七条の規定によって行うものとされる水質検査については、平成二十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(健康衛生領域環境衛生グループ)

福島県規則第九号

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則(昭和四十七年福島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「建築物定期調査報告書(第九号様式)に付近見取図、配置図及び各階平面図並びに知事が別に定める建築物定期調査票を添付して」を削り、同条第三項中「建築物定期調査報告書」を「報告に係る書面」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 法第十二条第三項の規定による定期の検査に係る報告(以下この条において「定期報告」という。)は、次の各号に掲げる定期報告の区分に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

一 省令第六条第一項に規定する国土交通大臣が定める項目に係る定期報告 おおむね三年ごと

二 前号に規定する項目以外の項目に係る定期報告 おおむね一年ごと

第十三条第三項中「前項の昇降機等定期検査報告書及び建築設備定期検査報告書」を「定期報告に係る書面」に改める。

第十四条中「(第十一号様式)」を「(第九号様式)」に改める。
第十五条中「(第十二号様式)」を「(第十号様式)」に改める。
第九号様式から第十号様式の二までを削り、第十一号様式を第九号様式とし、第十二号様式を第十号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県建築基準法施行細則第十二条及び第十三条の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二条第一項の規定による調査をさせた建築物の報告に係る書面又は同条第三項の規定による検査をさせた建築設備若しくは工作物の報告に係る書面について適用し、同日前に同条第一項の規定による調査をさせた建築物の報告に係る書面又は同条第三項の規定による検査をさせた建築設備若しくは工作物の報告に係る書面については、なお従前の例による。

(建築領域建築指導グループ)

告 示

福島県告示第九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ、福島県会津地方振興局県民環境部環境グループ及び喜多方市生活環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定する区域

喜多方市慶徳町山科字西新田五千二百三十八番七の一部、字長井向五千二百七十番八の一部及び字原道西五千九百五十五並びに新宮字羽山二千九百五十二番六十八の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(環境保全領域一般廃棄物対策グループ)

福島県告示第九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ、福島県中地方振興局県民環境部環境グループ及び平田村民課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定する区域

石川郡平田村大字下蓬田字蓬来内四百三十八番一の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(環境保全領域一般廃棄物対策グループ)

福島県告示第九十七号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表二に掲げる類型をいう。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

水

域

該当類型

達成期間

阿武隈川水系 社川	河川生物 B	イ
阿武隈川水系 阿武隈川(影沼橋より上流)	河川生物 A	イ
阿武隈川水系 阿武隈川(影沼橋より下流)	河川生物 B	イ
阿武隈川水系 大滝根川(三春ダム貯水池より上流)	河川生物 A	イ
阿武隈川水系 大滝根川(三春ダム貯水池より下流)	河川生物 B	イ
阿武隈川水系 今出川(北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	河川生物 B	イ
阿武隈川水系 北須川(千五沢ダム貯水池より上流)	河川生物 A	イ
那珂川水系 黒川(福島県に属する水域に限る。)	河川生物 A	イ
小高川水系 小高川	河川生物 A	イ
大久川水系 大久川及び小久川	河川生物 A	イ
阿武隈川水系 千五沢ダム貯水池	湖沼生物 B	イ

備考

1 該当類型の欄中「河川生物 A」又は「河川生物 B」の表示は、それぞれ環境庁告示別表二の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物 A」又は「生物 B」を示し、「湖沼生物 B」の表示は、環境庁告示別表二の1の(2)のウの表の類型の欄に掲げる「生物 B」を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。

(環境保全領域水環境グループ)

福島県告示第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、大信土地改良区が堂山腹田地区ほ場整備事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十年三月五日認可した。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年三月六日及び同月十日土三寄地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第二百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成二十年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道二本 松三春線	本宮市白岩字根岸一〇 二番一地从から 同 市白岩字根岸二二 五番五地先まで	一三・二	一四・四	一五・八	二五〇・五
		一五・八	三五・一		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成二十年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道本宮 常葉線	本宮市白岩字馬場二七 二番二地先から 同 市白岩字馬場二九 六番六地先まで	八・四	一〇・二	一一・九	一八〇・〇
		一一・九	二五・一		

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第百三十三号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、福島県土地利用基本計画を平成二十年三月十日次のとおり変更した。
平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

次の市町の区域における森林地域を縮小したこと。

いわき市、東白川郡矢祭町、石川郡古殿町及び双葉郡楢葉町

（この福島県土地利用基本計画の変更に係る図書は、福島県企画調整部企画調整総務領域土地調整グループ及び福島県地方振興局に備え置いて縦覧に供する。）
（企画調整総務領域土地調整グループ）

公告第百三十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。
平成二十年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 免許の取消しをした年月日 平成二十年三月十一日
- 二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名 佐藤 健
- 三 登録番号 第四千四百六十九号
- 四 免許の取消しの理由 建築士法第九条第一項第一号の申請があつたため
（建築領域建築指導グループ）

公告第135号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成20年3月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ型パソコン 195台
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成20年1月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区鍛冶町2-3-4
- 5 落札金額
14,844,375円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年11月30日

（出納局総務管理グループ）

福島県公安委員会

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月18日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第3号

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の項イ及び別表第2の2の項中「100円」を「30円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（県民サービス課）

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月18日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第4号

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の項(2)及び別表第2の2の項中「100円」を「30円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（県民サービス課）

福島県道路路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月18日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第5号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道6号の項中「相馬市大曲字匂々ノ町52番地先から同市光陽三丁目2番1地先」を「相馬市程田字簀石90番3地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字河山88番地先」

市道 (いわき市) 小名浜林ノ上線	いわき市泉町下川字大剣1番14地先から吹松16番24地先まで
市道 (いわき市) 北町田松坂線	いわき市好間町北好間字槐作66番1地先から業団地3番16地先まで
市道 (いわき市) 山田沼部線	いわき市山田町清沢下53番4地先から同市沼部線15番1地先まで

に改め、同表中

「

市道 (いわき市) 御台境町北好間線	いわき市内郷御台境町新町前10番地先好間字北町田14番1地先まで
市道 (いわき市) 北町田松坂線	いわき市好間町北好間字槐作66番1地業団地3番16地先まで
市道 (いわき市) 北好間高坂線	いわき市好間町北好間字向町田37番3町北好間字向町田35番2地先まで
市道 (いわき市) 山田沼部線	いわき市山田町清沢下53番4地先から15番1地先まで
市道 (いわき市) 小名浜林ノ上線	いわき市泉町下川字大剣1番14地先吹松16番24地先まで

を

から同市好間町北

先から同市好間工

地先から同市好間

に改める。

同市沼部町金山下

から同市小名浜字

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(交通規制課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成十七年三月二十九日付け号外第二十九号中

六	上 後ろから五	担当グループ(所)	担当グループ
---	---------	-----------	--------

○平成十九年四月一日付け号外第四十号中

一	上 後ろから一九	昭和四十四年福島県告示第 三百八十一号	昭和四十四年福島県告示第 百八十一号
---	----------	---------------------	--------------------